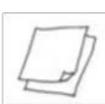


## 26年度ルート回収 分別一覧表(1)

### 1 古紙リサイクル

分別区分	対象物	注意点	排出方法
新聞 	新聞、折込ちらし	・ちらしは新聞の「折込ちらし」のみが対象です。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
雑誌 	雑誌、書籍、ノート、パンフレット	・製本されたもの(ホッチキス製本も含む)が対象です。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
段ボール 	段ボール	・金具、テープ、シールは外してください。 ・外したガムテープ(布)は「資源化できないプラ」、紙テープ、シールは「禁忌品(燃やすごみ)」です。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
紙パック 	紙パック	・内側がアルミ貼りになっているものは「禁忌品(燃やすごみ)」です。 ・洗って、開いて、乾かしてから出してください。 ・ストローやストロー袋は外して「プラスチック類」へ。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。 (大きさが不揃いの場合には紙袋又は半透明袋に入れて出すこともできます。)
白コピー紙 	白コピー用紙(PPC用紙)、 白プリンタ用紙(ざら紙、リサイクルペーパーなど外見が類似している紙も可)	・B5サイズ以上の大きさのそろった紙が対象です。 ・再生PPC用紙も対象です。 ・クリップ、ガチャックは外してください。 ・ホッチキスは可能な限り外してください。多少の混入であれば支障はありません。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
シュレッダーくず 	シュレッダーくず	・職場シュレッダーの使用は必要最小限にとどめ、できるだけ機密文書処理(溶解)を委託するようにしてください。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
その他の紙 	色つきプリント用紙、 投込ちらし・リーフレット  包装紙、紙箱、ボール紙、和紙、画用紙、 封筒、はがき、名刺、メモ、ふせん紙、ちぎった紙など	・窓空き封筒のプラ部分は、取り除いて「廃プラスチック」へ。 ・以下の禁忌品や古紙以外のものを混入させないでください。 (「売り物」ですので十分注意してください)	可能なものは、ひもで十字に縛って出してください。  縛って出せないものは、無色若しくは白の半透明袋又は紙袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。

古紙リサイクル

#### 【禁忌品】

- ①油や汚物等で汚れた紙
- ②金色、銀色の紙、内側が銀色の紙パック
- ③捺染紙(アイロンプリント用紙)
- ④感熱発泡紙(点字用紙など)
- ⑤カーボン紙
- ⑥ノーカーボン複写紙
- ⑦感熱紙
- ⑧感光紙(青焼き)
- ⑨写真(印画紙)
- ⑩圧着はがき
- ⑪粘着紙(紙テープ、シールなど)
- ⑫シールなどの「はく離紙」
- ⑬紙コップ、紙皿
- ⑭ヨーグルト、アイス、カップ麺などの紙容器
- ⑮洗剤紙容器、石鹼包装紙
- ⑯絵の具、墨などで3割以上を塗った紙

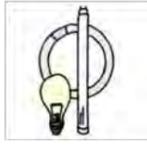
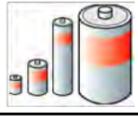
「これらのごみは古紙として回収に出せません。燃やすごみと古紙として回収に出してください。」

## 26年度ルート回収 分別一覧表 (2)

### 2 産業廃棄物

種類	分別区分	対象物	注意点	排出方法
廃プラスチック類 (50cm未満)	ペットボトル 	*指定PETボトル 	・指定マークのついたPETボトルのみが対象です(飲料、酒、醤油など)。 ・キャップ、ラベルは必ず外して「廃プラスチック類」に分別してください。 ・中を軽く洗ってから出してください。 ・工作で塗料、接着剤等をつけたものは「資源化できないプラ」に分別してください。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	プラスチック類 	*プラスチック製容器包装  *プラスチック製品(長さ50cm未満のもの) 〈例〉 ・ペン、ボールペン、定規等のプラ製文具 ・CD、ビデオテープ等のプラ製メディア ・食器、バケツ、小物入れ等のプラ製雑貨 ・セロハン、布製等の粘着テープ(付着物のないもの)  ※Pタイルはルート回収対象外(個別契約)です。 ※電子機器など通常の方法で処理困難なプラスチック混合物はルート回収対象外(個別契約)です。	・汚れの洗浄が困難でリサイクルに適さないものは「資源化できないプラ」に分別してください。 (洗浄すれば落とせる汚れは、できるだけ落としてプラスチック類として排出してください)  ・家庭と違い、職場ではプラスチック製品も「廃プラスチック類」に分別します。「燃やすごみ」には出せません。  ・付着物が多く、リサイクルが困難な粘着テープは「資源化できないプラ」に分別してください。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	資源化できないプラ (汚れたプラ・塩化ビニル・合成ゴム・化繊) 	*汚物処理に使ったプラ容器等 *汚れ・油の洗浄が困難でリサイクルに適さないプラ容器等(屋外清掃、給食、イベント、図画工作等で出たもの)  *塩化ビニル製品 *合成ゴム製品 *化繊の布類	・職員の弁当容器は洗浄可能です。必ず汚れを落として普通の「プラスチック類」に分別してください。  *塩ビ製(PVC)の表示のある場合は、必ずここに分別するものとします。	色付(白、黒以外)の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	天然ゴム 	*医療用ゴム手袋 *その他の天然ゴム製品	・天然ゴム製ではないゴム製品は、「資源化できないプラ」です。	色付(白、黒以外)の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
金属くず (30cm未満)	缶 	*飲料・食料品の缶  ※30cm以上のもの(一斗缶など)は、開いて畳んである場合のみ収集します。	・中を軽く洗ってから出してください。 ・アルミ缶・スチール缶ともに対象です。  ※汚れの除去が困難でリサイクルに適さないものは「資源化できない金属」とします。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	スプレー缶 	*中身を使い切ったスプレー缶 *中身を使い切ったカセットコンロ用ボンベ	・中身が残っているものは収集できません。 ・カセットコンロ用以外のガスボンベは収集できません。 ・プラスチックのキャップは、外して「廃プラスチック類」へ。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	小さな金属 	上記以外の金属  ※注射針は未使用・使用後に関わらず、出せません(個別契約)。 ※電子機器など通常の方法で処理が困難な金属混合物は対象外(個別契約)とします。	・傘の骨のみ、30cm超でも出すことができます(布、ビニールは外してください)。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	資源化できない金属	*汚物処理に使った金属容器等 *広範囲に錆びてリサイクルに適さない金属 *汚れ・油の除去が困難でリサイクルに適さない缶等(屋外清掃、図画工作等で出たもの)		色付(白、黒以外)の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
ガラス・陶磁器くず (50cm未満)・陶磁	びん 	*飲料・食料品のびん  *飲み薬のびん	・中を軽く洗ってから出してください。 ・金属製キャップは外して、「小さな金属」に分別してください。 ※汚れの除去が困難でリサイクルに適さないものは「その他のガラス・陶磁器」とします。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
	ガラス・陶磁器類等 	びん以外の「ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず」  *ガラス製食器、陶磁器製食器 *鏡、窓ガラス *コンクリート片(工事で出たものは不可) *異物の除去が困難でリサイクルに適さないびん(屋外清掃、図画工作等で出たもの)  ※石膏ボードはルート回収対象外(個別契約)です。	・割れた破片は危険防止のため、厚紙などで包み、中身を表示したうえで出してください。  ・工事によって発生するコンクリートは建設業者の廃棄物ですので、業者に処理させてください。	色付(白、黒以外)の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。  袋に入れられない場合は業者と相談し適切な方法で出してください。

## 26年度ルート回収 分別一覧表 (3)

種類	分別区分	対象物	注意点	排出方法
金属くず & ガラス等	<b>蛍光管、電球</b> 	蛍光管(直管、丸管、コンパクト管) 電球	・運搬中の破損を防ぐため、購入時の紙筒や箱等を利用してください。 ・束にすると、粘着力の強いテープは使用しないでください。 ・点灯管(グロー球)は、外装の素材によって、資源化できないプラ、資源化できない金属、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くずとして出してください。 ・ポリカーボネイト製のLED電球・電灯は「資源化できないプラ」として出してください。	①直管…なるべく購入時の紙筒に入れて破損を防ぎ、紙箱等に入れるか、ひもでまとめて出してください。 ②丸管、電球…無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
金属くず & 汚泥	<b>乾電池</b> 	乾電池(アルカリ電池、マンガン電池)	・ボタン電池、充電電池は収集できません。(販売店等の回収を利用してください。JBRCのホームページを参考にしてください。) ・リチウム一次電池も収集できません。(販売店等に御相談ください。)	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。
廃油	<b>廃食用油</b>	食用油	・ペール缶又はドラム缶が満杯になる頃に、直接業者に電話して、収集を依頼してください。	ペール缶又はドラム缶で出してください。

### 3 一般廃棄物(「燃やすごみ」)

種類	対象物	注意点	排出方法
一般廃棄物	*「禁忌品」の紙 *生ごみ *木、木製品、枝、葉、草 *天然繊維の布 	・「禁忌品」⇒「1 古紙リサイクル」の説明 ・生ごみは水切りをしてから出してください。 ・50cm以上のものはルート回収では処理できません。→ 個別契約 ・素材の50%以上が化繊の場合は、「資源化できないプラスチック類」になります。	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと袋の重量を記載して出してください。 枝など袋に入れられないものは束にしてひもで縛って出してください。

### 4 ルート回収に出せないもの

種類	対象物	注意点	排出方法
<b>機密文書</b>	*個人情報が入った書類等	・職場シュレッダーの使用は必要最小限にとどめ、できるだけ機密文書処理(溶解)を委託するようにしてください。	古紙リサイクル業者に溶解処理等を委託してください。
<b>粗大ごみ</b>	金属30cm以上のもの その他50cm以上のもの	・枝、木製品は一般廃棄物ですが、直径20cm・長さ50cm以上のものは焼却工場投入前に破砕が必要ですので、委託時に業者に確認してください。 ・金属、プラスチック、ガラス等は産業廃棄物です。委託するときは、収集運搬と処分(中間処理)の両方について契約する必要があります。	対象物の許可を持つ産業廃棄物処理業者に委託してください。
<b>通常の方法で処理が困難な混合物</b>	①電子機器(パソコン周辺機器、電卓、電話機など) ②表紙と金具が分離できない多穴バインダー等 ③水銀式の測定器(体温計、血圧計など) ④中身が残っている容器 ⑤石膏ボード ⑥石綿含有物(Pタイル(製造年に関わらず)等) ⑦その他、資源循環局が随時通知する処理困難物	・粗大ごみ等のように産業廃棄物処理の契約を行うときに対象物に加え、いっしょに見積もってもらうのが一般的な方法です。 ・石膏ボードは管理型最終処分場で処理する必要がありますので、委託時に注意してください。 ・工事によって発生する石綿含有物は工事業者の廃棄物ですので、業者に処理させてください。	対象物の許可を持つ産業廃棄物処理業者に委託してください。
<b>家電リサイクル対象品</b>	*エアコン *テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ) *冷蔵庫・冷凍庫 *洗濯機・衣類乾燥機	・家電リサイクル法により、購入店を通してリサイクルすることが定められています。	購入店にリサイクルを依頼してください。
<b>パソコン</b>	*パソコン *パソコンのモニター	・パソコンメーカーは、自社のものに限り、国内のパソコン等について処理する認定を受けています。	メーカー毎にリサイクルを依頼してください。
<b>充電電池 ボタン電池</b>	*充電電池 *ボタン電池	・充電電池はJBRCが、ボタン電池は電池工業会が回収して資源化しています。	購入店に相談してください。
<b>特別管理産業廃棄物</b>	爆発性、毒性、感染性などを有するもの		対象物を扱える業者を探して、処理を委託してください。
<b>PCB廃棄物</b>	*高圧トランス、高圧コンデンサ *蛍光灯安定器(昭和47以前製造のもの)	・PCB特措法の届出を資源循環局産業廃棄物課に提出し、国が受け入れるまで保管してください。	国が検討中(詳しくはJESCOのホームページを御覧ください)
<b>他の産業廃棄物</b> (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃食用油等以外のもの)	*食用油以外の油 *ペンキ *洗剤 *薬品類 *汚泥 など		対象物を扱える業者を探して、処理を委託してください。